

秋田県公報

目 次

規 則

- 秋田県条例施行規則の一部を改正する規則(三三・税務課)……………1
- 秋田県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(三四・団体指導室)……………1
- 秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(三五・団体指導室)……………1
- 秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(三六・団体指導室)……………1

規 則

秋田県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年四月十七日

秋田県規則第三十三号

秋田県条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

- 第四十四条の四第一項第二号中「令」の下に「第三条」を加える。
- 第四十四条の七第一項中「二年」を「三年」に改める。
- 第四十四条の十第二項第一号中「地方税法施行規則」の下に「第八条の三十七第二号」を加える。

附則に次の一項を加える。

- 3 免税軽油使用者証の有効期間の特例
(免税軽油使用者証の有効期間の特例)
法附則第十二条の二の四第一項各号に規定する者に係る免税軽油使用者証であつて、その有効期間の満了する日が平成二十四年三月三十一日以後に到来するものの有効期間は、第四十四

条の七の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県条例施行規則第四十四条の七第一項及び附則第三項の規定は、平成二十一年四月一日以後に交付する免税軽油使用者証について適用する。

秋田県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年四月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十四号

秋田県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「省令」という。の下に「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「連携促進法」という。)」を、「農業者等」の下に、「連携促進法第十一条第一項の規定の適用を受ける認定中小企業者(以下「特例認定中小企業者」という。)」を加える。
- 第二条第一項中「いう。」の下に「又は特例認定中小企業者」を加え、同条に次の二項を加える。
- 3 連携促進法第十一条第二項に規定する認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要な資金の償還期間(据置期間を含む。)は、十二年以内とし、その据置期間は、五年以内とする。
- 4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号。以下「バイオ燃料法」という。)第八条に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて同法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要な資金の償還期間(据置期間を含む。)は、十二年以内とし、その据置期間は、三年以内とする。
- 第三条中「又は次に掲げる条件を併せ有する」を、「次の各号のいずれにも該当する」に改め、「組織する団体」の下に「(以下「農業者組織団体」という。)」又は特例認定中小企業者」を加える。
- 第五条第二項第二号中「団体に」を「農業者組織団体に」に、「団体の」を「当該団体の」に改め、同項に次の二号を加える。
- 三 特例認定中小企業者にあつては、認定農工商等連携事業計画

画書 四部

四 バイオ燃料法第八条の規定の適用を受ける認定事業者にあつては、認定生産製造連携事業計画画書 四部

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県農業改良資金貸付規則第二条の資金については、なお従前の例による。

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年四月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十五号

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「平成十五年農林水産省令第五十五号」の下に「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)」を、「林業従事者等」の下に、「同法第十一条第一項の規定の適用を受ける認定中小企業者(以下「特例認定中小企業者」という。)」を加える。
- 第二条第一項に次の一号を加える。
- 五 特例認定中小企業者
- 第二条第二項中「に掲げる条件を併せ有する」を「の各号のいずれにも該当する」に改める。
- 第三条第三項中「林業従事者等の組織する」を削り、「借受けによる」を「貸付けを受けることによる」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年四月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十六号

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「昭和五十四年農林水産省令第二十二号」の下に「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進

に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「連携促進法」という。）を加え、「いう。」の下に「、連携促進法第十三条第一項の規定の適用を受ける認定中小企業者（以下「特例認定中小企業者」という。）に対して経営等改善資金（次条の表第一号(一)の項から(七)の項までの資金に限る。）を加える。

第二条の表第一号(一)の項中「含む。」の下に「(特例認定中小企業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。))、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第十条の規定の適用を受ける認定事業者（以下「特例認定事業者」という。）に対して貸し付ける場合にあつては九年以内(据置期間一年以内を含む。))」を加え、同号(二)の項中「含む。」の下に「(特例認定中小企業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。))、特例認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内(据置期間一年以内を含む。))」を加え、同号(三)の項中「以内を含む。」の下に「(特例認定中小企業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。))、特例認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内(据置期間一年以内を含む。))」を加え、同号(四)の項中「千二百万円」を「千四百万円」に改め、「百二十万円」の下に「(3)に掲げるものにあつては一セットにつき千三百万円」を、「含む。」の下に「(特例認定中小企業者に対して貸し付ける場合にあつては五年以内(据置期間三年以内を含む。))、特例認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては五年以内(据置期間二年以内を含む。))」を加え、同号(五)の項中「以内を含む。」の下に「(特例認定中小企業者に対して貸し付ける場合にあつては十二年以内(据置期間五年以内を含む。))、特例認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては十二年以内(据置期間三年以内を含む。))」の下に「(特例認定中小企業者に対して貸し付ける場合にあつては十二年以内(据置期間五年以内を含む。))、特例認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては十二年以内(据置期間三年以内を含む。))」を加え、同表第三号(三)の項中「含む。」の下に「(特例認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては、十二年以内(据置期間三年以内を含む。))」を加え

る。
 第三条中「沿岸漁業従事者等」の下に「又は一特例認定中小企業者」を加える。
 第四条の見出しを「(借受資格)」に改め、同条第一項中「団体又は」を「団体、」に、「限る。」で、「を」を「限る。」又は特例認定中小企業者であつて、「に改め、同条ただし書を削る。
 第五条第二項中「沿岸漁業従事者等の組織する」を削る。
 第六条第三項中「事業計画書」の下に「(貸付けを受けようとする者が特例認定中小企業者である場合にあつては認定農工商等連携事業計画書、貸付けを受けようとする者が特例認定事業者である場合にあつては認定生産製造連携事業計画書)」を加える。
 第十五条中「秋田県漁業協同組合又は」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則第二条の表第一号及び第三号の資金については、なお従前の例による。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄